

基本財産及び運用財産管理規程

平成 24 年 4 月 1 日制定
(2 4 総稟第 1 8 2 号)

(目的)

第 1 条 この規程は、一般財団法人電気技術者試験センター（以下「本財団」という。）定款第 8 条の規定に基づき、基本財産及び運用財産（以下「基本財産等」という。）の管理及び処分に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 基本財産等の管理及び処分に関しては、定款及び他の規程に定めのあるものを除き、この規程の定めるところによる。

(定義)

第 3 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、その各号に定めるところによる。

- (1) 基本財産 定款第 7 条第 2 項に定める財産をいう。
- (2) 災害時等試験実施積立金 運用財産のうち、第 7 条に定める積立金をいう。
- (3) 手数料平準化積立金 運用財産のうち、第 1 1 条に定める積立金をいう。
- (4) 退職給付引当資産 運用財産のうち退職給付引当金の引当のため積み立てた資産をいう。
- (5) 減価償却引当資産 運用財産のうち、第 1 5 条に定める引当資産をいう。
- (6) その他積立金または引当資産 運用財産のうち、前第 2 号から第 5 号を除く特定の目的のため積み立てることとした資産をいう。

(管理責任者)

第 4 条 基本財産等の管理責任者は、理事長とする。

(基本財産等の管理方式)

第 5 条 基本財産等のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、若しくは国公債等確実な有価証券にかえて保管するものとする。

(基本財産等の果実)

第 6 条 基本財産等から生ずる果実は、事業費、管理費等に充当するものとする。

災害時等試験実施積立金

(災害時等試験実施積立金)

第7条 災害時等試験実施積立金とは、本財団が実施する試験が災害等で再試験の必要が生じた場合等、予算外の事業費が支出されるときこれを補てんするために保有する積立金をいう。

(積立金の繰入)

第8条 毎事業年度ごとに事業費の3パーセントを限度として災害時等試験実施積立金に繰り入れることができる。

2 前項の繰入にあたっては、理事会の決議を得なければならない。

(保有限度額)

第9条 災害時等試験実施積立金の保有限度額は、1億8000万円とする。

(取り崩し)

第10条 災害等で再試験の実施等に要した費用を限度として、災害時等試験実施積立金を取り崩すことができる。

2 前項の取り崩しにあたっては、理事会の決議を得なければならない。

手数料平準化積立金

(手数料平準化積立金)

第11条 手数料平準化積立金とは、本財団が実施する試験の手数料収入が減少し試験の円滑な実施のため手数料収支の平準化が必要な場合にこれを補てんするために保有する積立金をいう。

(積立金の繰入)

第12条 受験申込者数が手数料原価算定時の受験者想定数を上回ったとき、当該年度の予算の受験者想定数を上回った受験者数に当該原価算定時の固定費を乗じた金額を限度として、手数料平準化積立金に繰り入れることができる。

2 前項の繰入にあたっては、理事会の決議を得なければならない。

(保有限度額)

第13条 手数料平準化積立金の保有限度額は、5億円とする。

(取り崩し)

第14条 受験申込者数が手数料算定時の受験者想定数を下回った場合であって事業安定のために必要と認められるときは、手数料平準化積立金を取り崩すことができる。

2 前項の取り崩しにあたっては、理事会の決議を得なければならない。

減価償却引当資産

(減価償却引当資産)

第15条 減価償却引当資産とは、本財団が保有する償却資産の更新等を行う場合の支出を補填するために保有する引当資産をいう。

(引当資産の繰入)

第16条 毎事業年度ごとに行う減価償却の額を限度として減価償却引当資産に繰り入れることができる。

2 前項の繰入にあたっては、理事会の決議を得なければならない。

(保有限度額)

第17条 減価償却引当資産の保有限度額は、減価償却累計額の合計の額とする。

(取り崩し)

第18条 償却資産を取得した場合であって事業の収支の安定のために必要と認められるときは、減価償却引当資産を取り崩すことができる。

2 前項の取り崩しにあたっては、理事会の決議を得なければならない。

その他積立金または引当資産

(その他積立金または引当資産)

第19条 その他積立金または引当資産を特定の目的のために積み立てることとする場合は、その目的、積立の基準、積立限度額及び取り崩しの基準等を定め、理事会の決議を得なければならない。

(補則)

第20条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

第1条 この規程は、平成24年4月1日から適用する。

第2条 平成23年4月1日制定基本財産及び運用財産管理規程（23総稟第335号）は廃止する。

第3条 前条の基本財産及び運用財産管理規程の廃止に際し、基本財産、災害時等試験実施引当資産及び手数料平準化引当資産に繰り入れられている額相当額は、基本財産は基本財産に、災害時等試験実施引当資産は災害時等試験実施積立金に、手数料平準化引当資産は手数料平準化積立金にそれぞれ充当するものとする。

第4条 平成23年度決算以前にかかる減価償却累計額相当額については、平

成23年度決算年度から平成27年度決算において各年度に分割して均等に計上するものとする